

## 建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について

建設工事及び建設工事に伴う設計・調査・測量業務における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証に関する電子証書等の取扱いについて、お知らせします。

電子証書等の申込等の発行手続きにつきましては、各保証機関（保証事業会社、保険会社）にて御確認ください。

### 1 対象

	工事	設計等	保証事業会社（※）	保険会社
前払金保証	○	○	前払金保証証書	—
中間前払金保証	○	×	中間前払金保証証書	—
契約保証	○	×	契約保証証書	履行保証保険証券 公共工事履行保証証券

※保証事業会社＝東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

### 2 電子証書等の提出方法 ※ 次頁の **別紙** もご確認ください

#### (1) 前払金保証、中間前払金保証

（中間）前払金の申請日までに保証事業会社から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を、電子メールで工事所管課まで提出してください。

#### (2) 契約保証（保証事業会社）

契約締結までに、保証事業会社から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を、電子メールで契約課まで提出してください。

#### (3) 契約保証（保険会社）※

契約締結までに、保険会社から発行された「発注者提出用フォーマット（閲覧用URL及び閲覧用パスワード等が記載されたもの）」を、電子メールで契約課まで提出してください。

※PDFファイルによる保険証券等を電子メールで提出する運用は、令和8年4月30日までの暫定的な取り扱いとなります。

### 3 取扱対象契約

建設工事、建設工事に伴う設計・調査・測量業務を対象とします。（引き続き、紙の保証証書、保険証券等による提出も可能です）

## 電子メールによる電子証書等の提出にあたっての留意事項

### 1 電子メール送信時の留意事項

#### ○ 提出先のアドレス

- ・ 工事所管課への提出の場合（前払金保証、中間前払金保証）  
→保証事業会社から発行されたPDFファイルを提出する前に  
工事所管課へ確認してください。
- ・ 契約課への提出の場合（契約保証）  
→以下のアドレス宛て提出してください。  
契約課：keiyaku@city.saitama.lg.jp

#### ○ メール件名等

保証名称（前払金保証、中間前払金保証、契約保証）、契約番号及び受注者を組み合わせたメール件名としてください。契約番号は、契約書に記載されている契約番号を転記してください。

例）前払金保証\_07-XXXX-XX\_(株)\*\*建設

また、メール本文中に、①担当者の氏名・連絡先、②工事（業務）名の2点を必ず記載してください。

### 2 電子メール送信後の留意事項

#### ○ メール到達確認

電子証書等の提出後、到達確認の電話を行ってください。（契約締結等の円滑な手続きのため、到達確認を必ずお願いします。）